税の知識

令和6年度 ウェブ版 (2024年度版)







(左下) Photo credit: Yokohama Visitors Guide

横浜市

横浜市税の広報のご案内

横浜市税に関する情報は、本冊子の他、以下の広報媒体をご覧ください!





市税納期カレンダー

令和6年度の市税の納期※は次のとおりです。

令和6年4月 固定資産税·都市計画税	5月 軽自動車税(種別割)	6月 個人市民税・県民税・	7月 固定資産税·都市計画税
第1期分	定期分	森林環境税(普通徴収) 第1期分	第2期分
納期限: 4月30日(火)	<u>納期限:5月31日(金)</u>	<u>納期限:7月1日(月)</u>	<u>納期限: 7月31日(水)</u>
8月	9月	10月	11月
個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第2期分 納期限:9月2日(月)		個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第3期分 納期限:10月31日(木)	
12月	令和7年1月	2月	3月
固定資産税·都市計画税 第3期分	個人市民税・県民税・ 森林環境税(普通徴収) 第4期分	固定資産税·都市計画税 第4期分	W D
納期限:令和7年1月6日(月)	納期限: 1月31日(金)	納期限: 2月28日(金)	

法工士兄母	確定申告	事業年度終了の日から2月以内	
法人市民税	予定申告	申 告 事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内	
事業所税	法人	事業年度終了の日から2月以内	
事 未 川 忧	個 人	令和7年3月17日(月)	
入湯	税	前月徴収分を毎月末日まで	
市たば	こ 税	前月売渡し分を毎月末日まで	
市民税・県民税・森林環境税		給与から徴収した月の翌月 10 日まで	
特 別 徴	以 分	和子がり徴収した月の五月 10 日よで	
退職	所 得	退職手当等から徴収した月の翌月 10 日まで	

※ 「納期」と「納期限」

「納期」とは市税を納税することのできる期間のことで、通常「〇月中」と表示されているものです。これに対して「納期限」とは納期の末日のことで、納期限が土曜日又は休・祝日にあたるときは、休・祝日の翌日がその納期限となります。また、固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は、令和7年1月6日(月)となります。

<税金とは?>

税金とは、教育・福祉・医療などの公的サービスを提供するための費用を賄うもので、社会で生活していくための会費のようなものです。

税金には、国に納める「国税」と、市町村や都道府県に納める「地方税」があります。



<目次>

<u>第</u> 1	第手続をオンラインで!・・・・・・1 1章 税制改正 令和6年度から適用される税制改正の 主な内容・・・・・・・・・・・・・・・3	第3章 市税の納付・相談 1 納付・相談・・・・・・・・・・・41 2 審査請求・・・・・・・・・・・47 第4章 市の予算
2	令和6年度税制改正の概要(地方税 関係)・・・・・・・・・・・・ 6	第5章 市税収入・・・・・・・ 51
第2 1 2 3 4 5 6 7	2章 横浜市の市税 個人の市民税・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	その他 1 市税の証明・・・・・・・・・・53 2 区役所税務課窓口・・・・・・・・56 3 法人課税課・償却資産課・納税管理課・・57 4 県税・国税・・・・・・・・・・・58
8	事業所税・・・・・・・・・・40	

税務手続をオンラインで!

窓口に出向かずに市税が納められます!

地方税共通納税システム

eLTAX を使用し、全ての都道府県・市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税を行うことができます。さらに、複数の地方公共団体に対して、それぞれの税目ごとに一括で納付・納入ができます。インターネットバンキングやダイレクト納付、クレジットカード等での納付に対応しています。ご利用方法等の詳細は、eLTAX ウェブページをご覧ください。





■対象税目

- ○個人市民税・県民税・森林環境税(普通徴収、特別徴収)
- ○個人市民税・県民税(退職所得)
- ○固定資産税・都市計画税(土地・家屋) ○固定資産税(償却資産)
- ○軽自動車税(種別割) ○法人市民税 ○事業所税 ○市たばこ税 ○入湯税

申告は、法人市民税、事業所税、個人市民税・県民税・森林環境税(給与支払報告書等)、 固定資産税(償却資産)について、eLTAXを利用する電子申告が便利です。

その他の納付方法

その他、窓口に出向かずに市税を納めるには以下の方法があります。

- ■スマホ決済
- ■ペイジー納付
- ■クレジット納付

(税額に応じてシステム利用料がかかります。)

■Web 口座振替受付サービス

オンラインでも口座振替 のお申込みができるよう になりました。

右のウェブページからおり申込みください。



最新の情報や納付方法の詳細は、 横浜市のウェブページをご覧ください。

横浜市税 納付方法





【問合せ先】

財政局徴収対策課(電話:045-671-2255 FAX:045-641-2775)

税証明がスマートフォンやパソコンから申請できます!

横浜市ではスマートフォンやパソコンを利用して、24 時間いつでも・どこからでも 税証明を申請することができます。申請いただいた証明書はご自宅へ郵送でお届け しますので、**区役所等窓口への来庁が不要**です。 また、郵送請求では必要な定額小 為替や返信用封筒のご用意が不要となるため、大変便利です。是非ご利用ください。 (横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは 申請ページをご覧ください。)

■申請できる方

- ・マイナンバーカード(署名用電子証明書が有効なもの)を所有する個人の方
- ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人の方
 - ※代理人や第三者からの申請はできませんのでご注意ください。

■取得できる証明書

- ・市民税・県民税・森林環境税課税(非課税)証明書
- ・固定資産税に関する証明書(評価証明書・公課証明書)
- ・納税証明書(※一部対象外のものがあります)

■申請に必要なもの

<個人の方>

マイナンバーカード、スマートフォン、クレジットカードまたはスマホ決済(※)

<法人の方>

商業登記に基づく電子証明書、パソコン、IC カードリーダライタ、 クレジットカードまたはスマホ決済(%) (%)スマホ決済・・・PayPay、LINEPay

その他詳細は、申請ページをご確認ください。 個人の方はスマートフォンから、法人の方はパソコンから申請ください。

検索へ



横浜市 税証明 オンライン申請

【問合せ先】

各区役所税務課(56 ページ参照)または 財政局税務課(電話:045-671-2229 FAX:045-641-2775)